

令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長・変更）

要望元：農産局地域作物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 加糖調製品								
改正要望の内容		<p>○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項</p> <p>○具体的な内容</p> <p>TPP11 及び日EU・EPA交渉の結果、輸入加糖調製品に関税割当の設定等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定。以下「TPP大綱」という。）に基づき、TPP11発効時に、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「糖価調整法」という。）及び関税暫定措置法が改正・施行され、糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加され、調整金徴収対象の輸入加糖調製品（20ライン）に暫定税率を設定し、WTO譲許税率と暫定税率との差分を関税から調整金に置き換えて徴収している。</p> <p>TPP発効後の暫定税率については、TPP11税率の設定状況等を踏まえて設定しているところであり、国内で生産される砂糖の競争力強化を通じて、糖価調整制度の安定的な運営を維持するため、加糖調製品から適切に調整金を徴収し、国内産糖への支援等に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、令和6年度もTPP11税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を延長及び引き下げる必要がある。</p>								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
		(別紙) 参照								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<p>○施行期日 令和6年4月1日</p> <p>○適用期間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日</p>								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>加糖調製品は、平成2年の輸入自由化以降、その輸入量は増加傾向にあった。このような状況の下で、TPP11 及び日EU・EPA交渉の結果、輸入加糖調製品の関税割当設定や関税削減・撤廃をすることになったため、安価な加糖調製品の輸入が増大し、国内で生産される砂糖需要の代替が進行することで、原料となるさとうきびやてん菜の持続的な生産基盤を支えている糖価調整制度の安定運営に支障を生ずることが懸念される状況となった。</p> <p>このため、平成29年11月に策定されたTPP大綱において、甘味資源作物について「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」とされたことから、TPP整備法が国会に提出さ</p>								

	<p>れ、平成 30 年 6 月 29 日に可決・成立した。それに伴って糖価調整法及び関税暫定措置法が改正され、T P P 11 の発効日から、糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加、加糖調製品から現行の W T O 譲許税率の範囲内で調整金を徴収し、糖価調整制度の安定的な運営を図るよう措置された。</p> <p>糖価調整制度は、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としているところ、加糖調製品からの適切な調整金収入を確保し、これを財源として、国内産糖への支援に充当すること等を通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図ることとしている。</p> <p>T P P 協定の発効以降、国内における人口減少や消費者の低甘味嗜好に加え、新型コロナウイルスの影響等による人流減少等を背景に、加糖調製品を含めた甘味料全体の需要が減少している。しかしながら、一部の T P P 11 加盟国からの輸入量が増加するなど、今後再び加糖調製品全体の輸入量が増加に転じることが想定されるとともに、加糖調製品と国内で生産される砂糖の価格差は依然として存在している状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、T P P 11 発効時の暫定税率については、1 年目の T P P 11 の関税割当の枠内税率や関税削減・撤廃後の税率等を踏まえて設定した。また、糖価調整制度の安定的な運営を維持するため、加糖調製品から調整金を徴収し、国内産糖への支援に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、5 年目の T P P 11 税率の設定状況等を踏まえて、調整金徴収対象 20 ラインのうち、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) T P P 11 及び日 E U・E P A 交渉の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される 6 ラインについては暫定税率の引き下げ、 (2) その他の 14 ラインについては暫定税率の延長 <p>を令和元年度から昨年度まで毎年行った。</p> <p>② 問題点</p> <p>T P P 11 税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を引き下げていくことにより加糖調製品からの調整金収入を確保することで、当該調整金収入を財源として、国内産糖への支援に充当すること等を通じて国内で生産される砂糖の競争力を強化していく制度設計がなされているところ。</p> <p>暫定税率を廃止して W T O 譲許税率に戻した場合、又は暫定税率が据え置きとなった場合、想定する調整金収入の確保ができず、「加糖調製品からの調整金収入を財源として、国内産糖への支援に充当すること等により糖価調整制度を安定的に運営する」という法改正の趣旨が達成できない。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>暫定税率を廃止して W T O 譲許税率に戻した場合、又は現在の暫定税率が据え置きとなった場合、適切な調整金収入の確保ができず、法改正の趣旨が達成できない。</p> <p>このため、国内で生産される砂糖の競争力強化を通じて、糖価調整制度の安定的な運営を維持するため、加糖調製品から調整金を徴収し、国内産糖への支援等</p>

	<p>に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、令和6年度もT P P 11 税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を延長及び引き下げる必要がある。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>T P P 11 及び日E U・E P A発効を踏まえ、今後、毎年の関税割当枠の漸増や関税の漸減による安価な加糖調製品の輸入の増大や、国内で生産される砂糖との価格差が見込まれることから、T P P 11 及び日E U・E P A協定上、税率が下がりきる協定発効 11 年目まで当該税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を引き下げていくことにより、現行のW T O 譲許税率の範囲内で調整金を徴収することが必要となる。その後は、情勢を踏まえつつ暫定税率を維持し、柔軟に対応できるよう措置しておく必要がある。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>加糖調製品から確実に調整金収入を確保することで、当該調整金収入を財源として、既存の指定糖に対する調整金を軽減することや国内産糖への支援に充当することにより、砂糖と加糖調製品との価格差の縮小等を通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図ることに寄与する。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>暫定税率を廃止してW T O 譲許税率に戻した場合、又は現在の暫定税率が据え置きとなった場合、想定する調整金収入の確保ができず、法改正の趣旨が達成できない。</p> <p>糖価調整制度の安定的な運営を維持するため、輸入加糖調製品から調整金を徴収し、国内産糖への支援等に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、令和6年度もT P P 11 税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を延長及び引き下げる必要がある。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>関税・外国為替等審議会 食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>砂糖と競合関係にある輸入加糖調製品と国内産糖には大きな内外価格差が存在することから、農林水産省においてT P P 11 発効に併せて糖価調整法を改正し、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営安定、その他関連産業の健全な発展を通じた国内産糖の安定供給を図るため、輸入加糖調製品からの調整金収入を確保し、これを財源として国内産糖への支援に充当すること等を通じて、国内で生産される砂糖の競争力強化を図ることとしている。</p> <p>本要望により、輸入加糖調製品と国内産糖との価格差が縮小し、国内で生産される砂糖との価格競争力の強化に有効である。なお、関税・外国為替等審議会答</p>

	<p>申を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会においても、輸入加糖調製品と国産糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等についての議論等を行っていく。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>TPP大綱において、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」とされたことから、TPP大綱を受けて国会に提出され、平成30年6月29日に可決・成立したTPP整備法において、糖価調整法及び関税暫定措置法が改正され、TPP11の発効日から、加糖調製品から現行のWTO譲許税率の範囲内で調整金を徴収することとなった。</p> <p>これを財源として、国内産糖への支援に充当すること等を通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図るよう措置された。</p> <p>また、令和2年12月8日にTPP大綱が改訂され、甘味資源作物について、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき、加糖調製品からの調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施する。」と記載され、糖価調整制度の安定的な運営を着実に図ることとされたところ。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律】</p> <p>輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。</p>
--	---

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>加糖調製品の暫定税率は、TPP整備法の中で、糖価調整法の改正時に併せて関税暫定措置法を改正し、設定されているところ。昨年度は、6年目のTPP11税率の設定状況等を踏まえて、調整金徴収対象20ラインのうち、6ラインについて暫定税率の引き下げ、14ラインについては暫定税率の延長を行った。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>改正の効果と妥当性「①改正によって期待される効果」と同じ</p>

No.	税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 関税率
				基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵	
1	1806	110	【ココア及びその調製品】 チョコレートその他のココアを含有する調製食品 ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	35%	21.7%	無税	35%	20.4%	無税	29.8%
	1806.10		1 砂糖を加えたもの - 1) 砂糖の含有量が全重量の50%以上のもの							
2	1806.20	112	その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び凍状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%
			2 その他のもの (1) 砂糖を加えたもの A チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品 - チューインガムその他の砂糖菓子及び1) 砂糖の含有量が全重量の50%以上のもの							
3	1806.32	121	B その他のもの - 1) 砂糖の含有量が全重量の50%以上のもの	28%	21.9%	無税	28%	20.9%	無税	28%
4	1806.90	212	その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)のうち詰物をしていないもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%
			2 その他のもの (1) 砂糖を加えたもの - チューインガムその他の砂糖菓子及び1) 砂糖の含有量が全重量の50%以上のもの							
5	2005.40	212	その他のもの 2 その他のもの (2) その他のもの A 砂糖を加えたもの - チューインガムその他の砂糖菓子及び1) 砂糖の含有量が全重量の50%以上のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%
			2005							
6	2005.51	191	えんどう(ビスマ・サティウム)	28%	1.0%	無税	28%	1.0%	無税	23.8%
			1 砂糖を加えたもの (2) その他のもの - 1) 砂糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの							
7	2101	191	さきげん又はいんげんまめ風の豆のうち、さやを除いた豆	28%	1.0%	無税	28%	1.0%	無税	23.8%
			1 砂糖を加えたもの (2) その他のもの - 1) 砂糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの							
8	2101.11	110	【コーヒー調製食品】 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチロリーその他のコーヒー代用物(いっただものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	24%	9.7%	15%	24%	9.7%	15%	24%
			1 砂糖を加えたもの - 1) 砂糖の含有量が全重量の50%以上のもの							
9	2101.12	111	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	24%	1.0%	15%	24%	1.0%	15%	24%
			1 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 (1) 砂糖を加えたもの - 1) 砂糖の含有量が全重量の50%以上のもの							
10	2106.90	246	2 コーヒーをもととした調製品 (2) その他のもの A 砂糖を加えたもの (b) その他のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%
			【穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品、各種の調製食品】 麦芽エキス並びに粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品(ココアを含有するものについては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品(ココアを含有するものについては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るとし、他の項に該当するものを除く。)							
11	2106.90	219	その他のもの 2 その他のもの (1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品 A 砂糖を加えたもの (b) その他のもの	35%	23.4%	無税	35%	22.3%	無税	29.8%
			2106							
12	2108.90	284	その他のもの 2 その他のもの (2) その他のもの E その他のもの (a) 砂糖を加えたもの ハ その他のもの (i) その他のもの iii その他のもの (1) 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	35%	23.4%	無税	35%	22.3%	無税	29.8%
			2008							

2008.99		その他のもの								
13	218	2 その他のもの (1)砂糖を加えたもの B その他のもの ロ その他のもの	30%	1.0%	無税	30%	1.0%	無税	29.8%	
21.01		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにテコリーその他のコーヒー代用物(いったものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品								
2101.20		茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品								
14	246	2 茶又はマテをもととした調製品 (2)その他のもの A 砂糖を加えたもの (b)その他のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
21.06		調製食品(他の項に該当するものを除く。)								
2106.10		たんばく質濃縮物及び繊維状にしたたんばく質系物質								
15	219	2 その他のもの (1)砂糖を加えたもの B その他のもの	35%	9.6%	無税	35%	7.7%	無税	21%	
2106.90		その他のもの								
16	252	2 その他のもの (2)その他のもの E その他のもの (a)砂糖を加えたもの イ おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと ー しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	28%	1.0%	20%	28%	1.0%	20%	28%	
17	281	ハ その他のもの (ロ)その他のもの I 小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	30%	1.0%	無税	30%	1.0%	無税	29.8%	
18	282	II しょ糖の含有量が全重量の85%以上のもの(小売用の容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。)、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。))にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。)	90円/kg	1.9円/kg	無税	90円/kg	1.9円/kg	無税	76.50円/kg	
19	510	III その他のもの (II)その他のもの ー 砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	30%	1.0%	無税	30%	1.0%	無税	29.8%	
20	590	ー その他のもの	30%	1.0%	無税	30%	1.0%	無税	29.8%	